

海外旅行傷害保険の補償内容

対象となる海外旅行中の事故

補償の対象となる旅行期間は海外旅行の目的をもって住居を出発したときから、住居に帰着するまでとなります。ただし、日本を出国する日の前日の午前0時から日本に入国した翌日の午後12時、かつ、日本を出国した日の翌日から起算して90日を限度とします。

被保険者（保険の対象となる方）はメルカードゴールド会員（本人会員）となります。

※新規カード会員につきましては、会員資格の取得日から1ヶ月後の応当日以降に開始した海外旅行から補償の対象となります。

担保項目	傷害		疾病
	死亡・後遺障害	治療費用	治療費用
金額	最高1,000万円	1傷害治療100万円限度	1疾病治療100万円限度
保険金を支払う場合	被保険者が、旅行期間中の偶然な事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合または後遺障害が生じた場合。	被保険者が、旅行期間中の偶然な事故によってケガをし、医師の治療を受けた場合。	海外旅行開始後に発病した病気により、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合。または海外旅行中に感染した特定の感染症（*1）により、旅行終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けられた場合。 ただし、旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限りま。 *1：感染症法第6条に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症をいいます。また、保険の対象となる方が治療を開始した時点において規定する感染症をいいます。

お支払いする保険金	<p>①死亡した場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>②後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。</p>	<p>以下の費用で実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額（事故の日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限りま）</p> <p>①医師・病院に支払った診療・入院関係費用（医師の処方による薬剤費、緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示による宿泊施設の客室料等を含みます。）</p> <p>②治療に伴い必要になった通訳雇入費用、交通費</p> <p>③義手、義足の修理費</p> <p>④入院のため必要になった以下の費用</p> <p>a. 国際電話料等通信費</p> <p>b. 身の回り品購入費（1回のケガについて、bについては5万円、aとb合計で20万円を限度とします。）</p> <p>⑤治療を受けた結果当初の旅行行程を離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費（払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。）</p> <p>⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用</p> <p>⑦法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用</p>	<p>以下の費用で実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額（初診の日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限りま）</p> <p>※日本国外においてカイロプラクティック、鍼（はり）または灸（きゅう）の施術者による治療で支出した費用は保険金をお支払いできません。</p> <p>①医師・病院に支払った診療・入院関係費用（医師の処方による薬剤費、緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示による宿泊施設の客室料等を含みます。）</p> <p>②治療に伴い必要になった通訳雇入費用、交通費</p> <p>③入院のため必要になった以下の費用</p> <p>a. 国際電話料等通信費</p> <p>b. 身の回り品購入費（1回の病気について、bについては5万円、aとb合計で20万円を限度とします。）</p> <p>④治療を受けた結果当初の旅行行程を離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費（払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。）</p> <p>⑤保険金請求のために必要な医師の診断書費用</p> <p>⑥法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用</p>
-----------	--	---	--

保険金をお支払いできない主な場合	<p>例えば、</p> <p>①次のような原因により生じたケガ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者や保険金受取人の故意。 ・けんか、自殺、犯罪行為。 ・戦争、その他の変乱（*2）、放射線照射、放射能汚染。 ・無免許、酒気帯び、麻薬・危険ドラッグ等使用しての運転。 ・脳疾患、心神喪失。 ・妊娠、出産、早産、流産、不妊症。 ・山岳登山（*3）、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動。 ・自動車、モーターボート、原動機付自転車による競技・練習中の事故。 <p>②他覚症状のないむちうち症、腰痛。</p> <p>③旅行開始前または旅行終了後に発生したケガ。</p> <p>*2：戦争危険等免責に関する一部修正特約が付帯されているため、テロ行為は除かれます。</p> <p>*3：ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの</p>	<p>例えば、</p> <p>①次のような原因により生じた疾病。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者や保険金受取人の故意。 ・けんか、自殺、犯罪行為。 ・戦争、その他の変乱（*2）、放射線照射、放射能汚染。 <p>②他覚症状のないむちうち症、腰痛。</p> <p>③妊娠、出産、早産、流産、またはこれらが原因の病気および不妊症</p> <p>④視力の屈折矯正を目的とした治療費用（眼鏡作成、レーシック手術等）</p> <p>⑤山岳登山（*3）中の高山病。</p> <p>⑥歯科疾病。</p> <p>⑦旅行開始前または旅行終了後に発病した病気。</p> <p>*2：戦争危険等免責に関する一部修正特約が付帯されているため、テロ行為は除かれます。</p> <p>*3：ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの</p>
------------------	---	---

注 保険金の支払いを行うことにより、保険会社が各種規制に基づく制裁、禁止、規制または制限を受けるおそれがある時は、保険金をお支払いいたしかねます。

ご注意	<p>海外旅行保険金のご請求に際しては、下記のカード会員資格情報をご確認ください。</p> <p>◆クレジットカード番号下4桁</p> <p>◆メルカリにご登録の以下会員情報</p> <p>氏名、生年月日、ご住所、お電話番号等</p> <p>◆日本ご出国日等</p> <p>また、ご請求手続きの際にお伺いする上記の各情報は、保険金支払いに関する対応を目的として、カード会社、本保険の引き受け保険会社(東京海上日動火災保険株式会社)および業務受託先間にて共有・利用させていただきます。お問合せされる際には個人情報のご利用に関しご理解賜れますと幸いです。業務受託先もしくはカード会社の営業時間時間外等により、カード会員様資格のご確認および保険金お支払い手続きにお時間を要する場合がございますのであらかじめご了承ください。カード会員資格の確認が出来なかった場合には、保険金のご請求受付はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>新規カード会員につきましては、会員資格の取得日から1ヶ月後の応当日以降に開始した海外旅行から補償の対象となります。</p>
-----	--

メルカードゴールド海外旅行保険 お問い合わせ窓口
0120-253-135
【受付時間：午前10:00～午後18:00(土日祝休)】
※こちらは海外旅行保険の事故発生前の補償内容等に関するお問い合わせ窓口であり、保険金請求に関するお問い合わせはお受けできませんのでご注意ください。

お問い合わせ先
メルカードゴールド海外旅行保険 保険金請求窓口
03-5537-3590
【受付時間：午前9:00～午後17:00(土日祝・年末年始休)】
※こちらは保険金請求専用の窓口であり、保険内容に関するお問い合わせはお受けできませんのでご注意ください。
※保険金のご請求に際しては、事故連絡専用のダイヤルをご用意しております。メルカリにご登録の会員資格情報等が必要になりますので、事前にメルカリアプリにてご登録情報をご確認いただき、お控えのうえでお問い合わせください。

ご請求になる 保険金の種類	国内旅行傷害保険			海外旅行傷害保険				ショッピング プロテクション
	傷害死亡	傷害後遺 傷害	入院 通院	傷害死亡	傷害後遺 傷害	傷害治療 費用	疾病治療 費用	
必要書類 保険金請求書	○	○	○	○	○	○	○	○
日本出入国およびご本人のお名前を確認できる書類 * 1				○	○	○	○	
事故証明書（公の機関、やむをえないとき第三者のもの）	○	○	○	○	○	○	○	○
医師の診断書 * 2		○	○		○	○	○	
治療費の明細書および領収書						○	○	
第三者の損害を証明する書類								
購入時の領収書・保証書類・修理見積書等								○
死亡診断書または死体検案書	○			○				
被保険者の戸籍謄本	○			○				
被保険者の法定相続人の戸籍謄本	○			○				
被保険者の法定相続人の印鑑証明書	○			○				
損害箇所の写真								○
その他の関係書類	詳しくは事故受付の際にご案内させていただきます							

* 1：eチケットもしくはパスポートのコピー（日本出入国のスタンプのページおよびお写真のページ）等
* 2：保険金請求額が30万円を超える場合は、原則病院から発行された診断書をご提出ください。
ただし、保険金請求額が30万円以下の場合でも、診断書のご提出をお願いすることがありますので、予めご了承ください
(注) 保険金を請求するときは○を付した書類のうち東京海上日動火災保険株式会社が求めるものを提出いただきます。